

○国土交通省告示第千三百十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十六年十月十九日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道10号改築工事（花見改良・宮崎県東諸県郡高岡町大字下倉永字荒瀬地内から同町大字花見字橋山地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 宮崎県東諸県郡高岡町大字下倉永字荒瀬及び字本町並びに大字花見字向川原、字川畑、字下水流、字屋敷、字池田、字後田、字八反、字池ノ内及び字橋山地内

2 使用の部分 宮崎県東諸県郡高岡町大字下倉永字本町及び大字花見字池ノ内地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条の各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮崎県東諸県郡高岡町大字下倉永字荒瀬地内から同町大字花見字橋山地内までの延長2,040mの区間（以下「本件区間」という。）における一般国道10号改築工事（花見改良）（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

## (1) 得られる公共の利益

一般国道10号は、福岡県北九州市から、大分県大分市、宮崎県宮崎市、都城市を経由して鹿児島県鹿児島市に至る九州東部の主要都市を結ぶ重要な幹線道路である。

このうち本件区間に係る一般国道10号（以下「現道」という。）は、宮崎市街地への主要な幹線道路として自動車交通量が多いところ、その沿道には一般住宅や店舗が連たんしているにもかかわらず、幅員が一部狭小な2車線道路であり、朝夕の通勤時間帯を中心に随所で交通渋滞が発生していることから、幹線道路としての機能が低下し、安全かつ円滑な交通が阻害されている。

平成15年11月に起業者が実施した現地調査によると、現道内の交通量は、東諸県郡高岡町大字花見地内で18,050台/12h、混雑度は1.68となっている。また、平成16年7月に起業者が実施した現地調査によると、同町花見交差点において都城市方面から宮崎市方面に向かって840mの渋滞長が確認されている。

さらに、一級河川大淀川水系大淀川に架かる花見橋は架設後50年以上経過し、老朽化が進んでいることから、交通の安全性等が阻害されており、早急な架替えが必要となっている。

本件事業の完成により、現道における交通渋滞の緩和及び安全で信頼性の高い道路交通の確保が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成15年12月に環境影響評価を任意に実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満たすものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第1級の規格に基づく4車線の道路を建設する事業である。本件区間のうち宮崎県東諸県郡高岡町大字下倉永字荒瀬地内から同町大字花見字川畑及び字下水流地内までの延長540mの区間については現道の拡幅により、残りの延長1,500mの区間についてはバイパス道路の建設により整備を行うものであり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和49年3月30日に都市計画決定、平成4

年12月14日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、変更後の都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### **4 法第20条第4号の要件への適合性**

##### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

現道は、3(1)で述べたように、現況下においても交通量が多く、随所で交通渋滞が発生しており、また、花見橋の老朽化が進んでいることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図るとともに、安全で信頼性の高い道路交通を確保する必要があると認められる。

また、宮崎市長を長とする宮崎東諸県広域市町村圏協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### **(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### **5 結論**

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 宮崎県東諸県郡高岡町役場都市建設課